

# 食品安全委員会第914回会合議事録

1. 日時 令和5年9月26日（火） 14：00～14：20

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止について（案）

(3) その他

## 4. 出席者

(委員)

山本委員長、脇委員、香西委員、松永委員、吉田委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、重元総務課長、紀平評価第一課長、前間評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、井上評価情報分析官

## 5. 配付資料

資料1 プリオン専門調査会における審議結果について<ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓>

資料2-1 香料ワーキンググループの廃止について

資料2-2 ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止について

資料2-3 食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第914回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は5名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第914回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○重元総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は4点ございます。

資料1が「プリオン専門調査会における審議結果について」ということでドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する資料です。資料2-1が「香料ワーキンググループの廃止について」、資料2-2が「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止について」、資料2-3が「食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当について」、以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○重元総務課長 御報告いたします。

事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただいた確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして、委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

#### (1) プリオン専門調査会における審議結果について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。

まず、担当の私から説明をいたします。

資料1の評価書案を御用意ください。「ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓」についての評価書案です。

3ページの要約を御覧ください。ドイツから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内

臓について、プリオン専門調査会は、厚生労働省からの要請を受け、牛の肉及び内臓については、①月齢制限について、現行の「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合、②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）、30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）並びに脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスク、（2）として、めん羊及び山羊の肉及び内臓については、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクに関する食品健康影響評価を実施しました。

なお、牛の肉及び内臓の月齢制限については、厚生労働省からの諮問においては「30か月齢以下」とした場合に加えて、「月齢条件なし」とした場合についての評価が要請されておりましたが、世界全体の定型BSEに関するリスクの大幅な低下や、国際基準であるWOAH、昔のOIEですけれども、そのコードを踏まえ、「月齢条件なし」とした場合のリスクを評価することがプリオン専門調査会で同意されました。

専門調査会における審議の結果、ドイツのリスク管理措置の点検結果について、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮している、また、次のページの上から4行目のとおり、「食肉処理に関連したリスク」に係る措置は適切に実施されていると判断されました。

中段の paragraph を御覧ください。結論といたしまして、ドイツから輸入される牛の肉及び内臓について、①月齢制限を「条件なし」とし、また、②SRMの範囲については、先ほど説明した諮問の内容のとおりとしたとしても、人へのリスクは無視できるとの判断が示されました。

また、めん羊及び山羊の肉及び内臓についても、知見を総合的に考慮し、結論は5ページの2番目の paragraph となりますけれども、輸入禁止から先ほど説明した諮問の内容のとおりとしたとしても人へのリスクは無視できるとの判断が示されました。

詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

○前間評価第二課長 承知しました。事務局より補足の説明を申し上げます。

資料1の2ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本件につきましては、2020年5月に厚生労働大臣から食品健康影響評価についての要請があり、第125回「プリオン専門調査会」における調査審議を経て、本日、御報告するものとなります。

厚生労働大臣からの諮問内容のうち、牛の肉及び内臓の月齢制限に係る経緯については、先ほど山本委員長から御説明のあったとおりです。

8ページを御覧ください。II. 評価の考え方です。今回の評価は、2019年1月に当委員会において実施された米国、カナダ及びアイルランドから輸入される牛肉の月齢制限を「30か月齢以下」から「条件なし」に変更したときのリスク評価の方法に従って行われております。

2019年1月の評価においては、BSE発生国から輸入される牛肉等について、定型BSE感染牛の異常プリオンたん白質の分布、vCJDの疫学情報、非定型BSEに関する知見の検証とその前提となるBSE発生国のリスク管理措置の点検を行いました。

今回の評価においては、まず、2019年1月以降の定型BSE感染牛の異常プリオンたん白質の分布、vCJDの疫学情報、非定型BSEに関する知見を再確認した上で、ドイツにおけるリスク管理措置の点検を実施することにより、そのリスクを総合的に判断いたしました。

また、10ページのめん羊及び山羊の肉及び内臓については、2016年1月に当委員会において実施されためん羊及び山羊のBSE対策の見直しに係るリスク評価の方法に従って評価を行っております。

牛肉等に関しては、12ページに表1として点検表をお示ししております。上段の「生体牛のリスク」に係る措置として、侵入リスクと国内安定性について、次のページとなりますが、食肉処理に関連したリスクに係る措置として、SRMの除去とと畜処理の各プロセス等について確認をいたしました。

点検結果は29ページの表10にお示ししているとおりですけれども、食品健康影響評価においてこれを取りまとめておりますので、35ページのV. 食品健康影響評価を御覧ください。35ページの中段、(2) リスク管理措置の点検にリスク管理措置の点検結果のまとめが記載されております。まずは牛肉等について説明いたします。

はじめに、①「生体牛のリスク」に係る措置です。生体牛及び肉骨粉等を介した病原体の侵入リスクについては、発生国からの輸入禁止措置が講じられており、その後、リスクに応じて禁止措置が解除されております。国内安定性については、全ての動物由来肉骨粉の反すう動物への給与禁止措置及び交差汚染防止対策が講じられています。国際的な基準を満たしたサーベイランスによって、これらの措置の有効性が確認されております。

ドイツでは、飼料規制強化以降に生まれた牛で2頭の定型BSE症例が確認されておりますが、2001年5月に生まれた牛を最後に、直近22年間に生まれた牛で定型BSE症例は確認されておられません。

以上から、「生体牛のリスク」に係る措置が定型BSEの発生抑制に効果を発揮しているものと判断されています。

次に、②食肉処理に関連したリスクに係る措置です。SRM除去は、食肉のSRMの汚染を防止する方法によって行われ、検査官が現在SRMとして設置されている範囲が適切に除去されていることを確認しています。と畜処理のプロセスとしては、と畜牛に対すると畜前検査が実施され、BSE臨床症状が疑われる牛はフードチェーンから排除されています。また、ピッシング等の食肉へのSRMの汚染のリスクが高い方法によると畜は禁止されています。MRMと呼ばれる機械的回収肉については、牛、めん羊及び山羊由来の原料から製造することは禁止されています。

以上から、食肉処理に関連したリスクに係る措置は適切に実施されているものと判断されました。

続いて、35ページの下から2行目にあります(3) BSEの人への感染リスクについて御説明します。36ページの2番目のパラグラフに記載がありますとおり、これまで説明したリスク管理措置の適切な実施を前提とし、更に牛と人との種間バリアの存在を踏まえると、ドイツから輸入される牛肉等の月齢制限を「条件なし」とし、また、SRMの範囲を「全月齢の扁桃及び回腸、30か月齢超の頭部並びに脊髄及び脊柱」と輸入条件を設定したとしても、牛肉等の摂取に由来する定型BSEプリオンによるvCJD発症の可能性は極めて低いと判断されました。

なお、非定型BSEについては、「定型BSEに対して実施されるものと同様の適切なリスク管理措置を前提とすれば、牛肉及び牛の内臓（SRM以外）の摂取に由来する非定型BSEプリオンによるvCJDを含む人のプリオン病発症の可能性は極めて低いものとする」とした国内評価における見解に影響を及ぼす新たな知見はないとされました。

以上を踏まえて、牛の肉及び内臓に関する評価結果につきましては、先ほど山本委員長から御説明のあったとおりです。

続きまして、37ページのめん羊及び山羊の肉及び内臓につきましては、現行の反すう動物に対する飼料規制の実効性が維持されていることを前提とし、めん羊及び山羊におけるBSEの人への感染リスクを踏まえると、めん羊及び山羊の肉及び内臓に由来するBSEプリオンによる人でのvCJD発症は考え難いと判断されました。

めん羊及び山羊の肉及び内臓に関する評価結果につきましては、先ほど山本委員長から御説明いただいたとおりです。

本件につきましては、よろしければ、明日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

事務局の補足説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止について (案)

○山本委員長 次の議事に移ります。

「香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの廃止について (案)」についてです。

まず、事務局から説明をお願いします。

○井上評価情報分析官 それでは、お手元の資料 2-1 及び資料 2-2 に基づき、御説明をさせていただきます。

まず、資料 2-1 を御覧ください。香料ワーキングの廃止についてでございます。食品安全委員会専門調査会等の運営規程の第 6 条第 2 項におきまして、ワーキンググループの設置の必要がなくなると認められるときは、委員会に諮って当該ワーキンググループを廃止すると規定をされております。香料のワーキンググループにつきましては、資料 2-1 の 2 ページ目以降にありますとおり、添加物のうち香料の審議件数が増えたことなどを考慮して、平成 29 年 10 月に設置されており、その後、平成 30 年 5 月に開催されました食品安全委員会において、イソブチルアミンほか計 7 品目の指定に係る食品健康影響評価が終了をしております。

香料につきましては、その後、調査審議は行われておらず、現時点では調査審議の予定もないことから、香料ワーキンググループを廃止することをお諮りするものでございます。

なお、香料のワーキンググループの廃止後に香料の調査審議が必要となる場合は、添加物専門調査会で調査審議いただくものと考えております。

続きまして、資料 2-2 を御覧ください。ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにつきましては、資料の 2 ページ目以降にありますとおり、日 EU・EPA に基づいて指定手続を行う添加物に係る調査審議を行うために、令和 3 年 4 月に設置されたものでございます。これまでワーキンググループは令和 3 年 5 月の第 1 回ワーキンググループ以降、令和 4 年 5 月までの約 1 年間、10 回にわたり御審議をいただき、炭酸水素カリウム、L-酒石酸カルシウムなど 5 品目について評価をいただいたところでございます。これらを含めまして、厚生労働省が食品安全委員会に意見を求めてきた添加物につきまして、全ての食品健康影響評価が終了して、厚生労働省等における指定手続なども完了したところでございます。このため、資料 2-2 に記載されております関連の規定に基づきまして、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループを廃止することをお諮りするものでございます。

資料の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

松永委員。

○松永委員 意見、質問ではないのですが、改めて審議に加わってくださった方たちにお礼を一言申し上げたいと思います。両ワーキンググループで専門委員の先生方、熱心に御

議論いただきまして、本当にありがとうございます。特にぶどう酒の製造は、今お聞きすると、そんなにと改めて思ったのですが、1年間に10回も審議をしていただいて、先生方も大変だっただろうと思います。ただ、そのおかげで国際的に共通の科学に基づくリスク評価を非常に迅速に行っていただいて、それがリスク管理につながったということで、大変意義深いことでもあります。

審議してくださった専門委員の先生方のおかげでありますし、事務局の職員も随分頑張ったというふうに承知しております。今後も新たな香料などの審議のときには恐らく今回ワーキンググループで議論していただいた先生方にまた御協力いただいて審議を進めていくことになると思いますので、改めて一言感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○山本委員長 ほかにございませんか。

それでは、香料ワーキンググループ及びぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループについては、設置の必要がなくなったことから、食品安全委員会専門調査会等運営規程第6条第2項の規定に基づき、廃止することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、2つのワーキンググループを廃止することといたします。事務局は手続をお願いします。

なお、事務局説明にありましたように、今後これらについて調査審議が必要になった場合には、添加物専門調査会で調査審議いただくこととなります。また、一般論として、特定の分野について集中的に審議を行う必要が生じた場合には、機動的にワーキンググループを設置することとしたいと考えます。

また、資料2-3でお配りしておりますとおり、今回のワーキンググループの廃止に伴い、令和3年7月1日の第823回委員会会合で決定した食品安全委員会委員の専門調査会及びワーキンググループの担当についての別表についても、当該ワーキンググループに関する記載を削除することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございました。

(3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○重元総務課長 特にございません。以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、10月3日火曜日14時から開催を予定しております。

また、9月27日水曜日14時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が、28日木曜日14時から「有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ」が、29日金曜日10時から「プリオン専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第914回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。